

[本様式に関する照会先：適用・収納課]

14 J A及び農業委員会の電話番号、農業委員会の都道府県、市区町村コードを記入してください。また、農業委員会の確認年月日は、受付年月日（受付印の日付）と同日か、それ以降を記入してください。

添付書類

以前に農業者年金の被保険者（旧農業者年金の被保険者を含む。）であった場合は、**被保険者証**（紛失して添付することができない場合は、様式第21号「農業者年金新制度・旧制度被保険者証再交付申請書」（自 ①-74 ））

※ 提出された被保険者証は J A で保管のうえ、決定後被保険者に返付してください。

【60歳以上65歳未満の方が加入する場合】

国民年金の任意加入被保険者であることを確認できる書類の写しの添付が必要です。（添付がない場合、申込書の受付ができません。）

（例）・国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書

- ・被保険者記録照会回答票
- ・ねんきん定期便
- ・国民年金被保険者関係届書（受領印のあるもの）等

その他（新規加入者状況アンケート）

農業者年金への加入推進の効果・検証を行うため、「新規加入者状況アンケート」（自 ①-36）を平成 26 年度より実施しています。調査項目は当基金の主務官庁でもある農林水産省からの要請で設けられているものもあり、政策効果の検証のための基礎データとしても使用されます。業務受託機関の担当者には負担をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。なお、本調査の業務受託機関が記入する「貢献度割」等については、翌年度の業務委託手数料の配分基礎となりますので、J A、農業委員会の双方で調整のうえ記入し、加入申込書と併せて提出願います。

農業者年金に関する重要事項のご案内

農業者年金への加入にあたって、特にご確認いただきたい重要な事項についてお知らせします。
お申し込みにあたっては、必ず内容をご理解の上、ご加入いただきますようお願いいたします。

1 農業者年金の運営について

農業者年金の運営は、独立行政法人農業者年金基金法、同法施行令等の法令及び独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」といいます。）が定める規程に基づき行われております。これら法令等は基金のホームページで、随時ご覧いただけます。

2 保険料の納付方法等について

（1）保険料の納付方法

保険料は、加入者が指定する J A 貯金口座から自動振替され、納付方法は、次の2種類の方法があります。

① 毎月納付

1か月を単位として、当月分を翌月 23 日（休日の場合は翌営業日）に納付します。

② 前納納付

毎年 12 月 23 日（休日の場合は翌営業日）に翌年の1年分を一括して納付します。

（2）政策奨励加入の区分 1～5 のそれぞれの要件が該当しなくなった場合には、通常加入又は政策奨励加入の他の区分への変更が必要となります。

（3）政策奨励加入されている 35 歳未満の方は、保険料の額が 35 歳から自動的に 35 歳以上の額に変更されます。

（4）通常加入で 2 万円未満の保険料を納付している方が 35 歳になった場合又は政策支援の対象になる者に該当した場合には、保険料の変更（2 万円以上）が必要となります。

（5）国民年金の扶加年金への加入

農業者年金に加入される方は、国民年金の扶加保険料（月額 400 円）を納付することとなるので、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口又はお近くの年金事務所へ扶加保険料の納付届出の手続きをお願いします。

（6）農業者年金と国民年金基金及び個人型確定拠出年金（iDeCo（イデコ））（以下「国民年金基金等」という。）は、重複加入ができませんのでご注意ください。

農業者年金に加入する前に既に国民年金基金等に加入していた場合は、農業者年金への加入後、国民年金基金等を脱退することとなります。

3 年金原資の運用と運用収入の配分について

（1）農業者年金は、自らが納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資（年金原資）として積み立てていき、受給権発生時の年金原資の額に応じて年金給付が決まる確定拠出型の年金です。

資産運用は、基金が一元的に行っており、リスクの小さい国内債券を中心に国内外の債券や株式について、予め定めた資産構成割合（注1）を維持するように分散投資を行うなど安全かつ効率的な運用を行っています。

なお、各資産は、原則として時価評価（市場価格で評価）を行っているため、運用環境の変化などにより運用成績がマイナスになることがあります。

（2）毎年度、決算に基づいて、各加入者には運用収入の配分（年度末の付利）を行います。年度末の付利は、その年度の運用収入から、付利準備金（注2）への繰入れなどを控除した額が配分額の原資（付利原資）となります。

加入者ごとに計算したその年度の平均運用額により、付利原資を按分して配分額（付利額）を算定します。

（3）資産運用上、納付された保険料の総額を年金原資が下回らないという保証はありませんが、（1）で述べたとおり、資産運用は比較的安全性の高い資産構成割合を採用しています。また、（2）で述べたとおり、付利準備金の制度を導入しています。

（4）年度末の付利による配分額（付利額）や当該年度中の保険料の納付状況などの年金原資の積立に関するお知らせ（付利通知）を、その年度の運用成績や運用環境の資料とともに、6 月の末日までに加入者の方に直接お送りします。

4 資格喪失について

- (1) 農業者年金に加入された後、次のいずれかに該当されたときは、農業者年金の被保険者の資格を喪失します（当然喪失）。
 - ① 死亡したとき
 - ② 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき（例えば、60歳前に海外移住した場合）
 - ③ 国民年金の第2号被保険者（厚生年金加入者）となったとき
 - ④ 国民年金の第3号被保険者（厚生年金加入者の配偶者）となったとき
 - ⑤ 国民年金の保険料の全額又は一部の額の納付が免除されたとき
 - ⑥ 60歳に達したとき
 - ⑦ 65歳に達したとき（国民年金任意加入被保険者が60歳以降に農業者年金に加入した場合のみ）
 - ⑧ 農業に従事する者でなくなったとき
- (2) 農業者年金の被保険者の資格を喪失した場合、届出が必要となりますが、60歳又は65歳に達したことによる資格喪失の場合は必要ありません。
- (3) 農業者年金に加入された方は、いつでも基金に申し出て脱退することができます。この場合、申出を行った日の翌日に農業者年金の被保険者の資格を喪失します（任意脱退）。
- (4) 農業者年金を脱退しても、それまでに納付された保険料とその付加額については、将来、農業者老齢年金としてお支払いする原資となり、基金が管理・運用を継続しますので、死亡された場合を除き、一時金としての受給は出来ません。

5 年金の支給要件と年金額等について

- (1) 年金の支給要件と年金額
ア 農業者老齢年金
農業者老齢年金は、納付された保険料とその付加額が原資となる終身年金です。65歳以上の方は裁定請求すれば（裁定請求しない場合には75歳から）受給できますが、ご本人の請求により60歳まで繰り上げることができます。
農業者老齢年金の年金額は、年金原資（納付された保険料とその付加額）を年金現価率^(注3)で除した額となります。
なお、年金現価率は、年金の受給開始が発生した時点の金利動向や死亡生存の状況により決定されるため、現在の数値とは異なる場合があります。
イ 特例加付年金
特例加付年金は、国庫補助とその付加額が原資となる終身年金です。
特例加付年金は、全額国庫負担の年金であるため、①農業者年金の保険料納付滞り期間等が20年以上、②65歳に到達（ご本人の請求により60歳まで繰り上げることができます。）、③農業を営む者でなくなること（経営継承は65歳以降でも可能です。）、という3つの支給要件を満たした場合に受給できます。
また、受給開始後であっても、農業の再開などにより、③の要件を満たせなくなった場合には、特例加付年金の支給が停止されます。特例加付年金の年金額は、農業者老齢年金の計算方法と同様です。^(注4)
- (2) 年金受給の手続きについて
支給要件を満たした場合には、受給を希望する時期に、J Aに裁定請求してください。
なお、75歳までに裁定請求がなかった場合は75歳到達時で裁定します。（特例加付年金に請求期限はありませんが、死亡一時金の制度がありませんので、請求忘れにご注意ください。）
- (3) 年金の支給方法について
年金の支給回数数は、年金額（農業者老齢年金と特例加付年金を受給される場合は、合資格額）が12万円以上の場合、年4回（2月、5月、8月及び11月）となりますが、年金額が12万円未満の場合には、年1回（11月）となります。

6 死亡一時金について

- (1) 死亡一時金の金額
80歳前に亡くなられた場合は、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として支給されます。ただし、加入年数や死亡年齢、それまでの運用益などによって、払い込んだ保険料を下回ることもあります。
- (2) 死亡一時金の支給
死亡一時金は、死亡当時生計を同一にしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、又は兄弟姉妹）に対して支給されます。（順位は下記順に）

7 時刻について

- (1) 基金が保険料を徴収する権利は、その納付期限から2年を経過したとき
- (2) 被保険者等が保険料の還付を受ける権利は、その権利を行使できる時から2年を経過したとき
- (3) 受給権者等が年金及び死亡一時金の給付を受ける権利は、その権利を行使できる時から5年を経過したときは、時刻によって消滅します。

8 加入者、受給者等の個人情報について

- (1) 農業者年金への加入に伴いご提供いただいた加入者、受給者等の皆様の個人情報につきましては、関係法令に基づく基金の適正な運営、加入者、受給者等の皆様へのご連絡、年金等のお支払いその他のサービスのみに利用します。
また、基金は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」といいます。）に基づき、個人情報の適正な管理、使用及び保護に努め、同法その他の関係法令に定めがある場合を除き、ご提供いただいた個人情報、ご本人の同意なく、第三者に提供することはありません。
- (2) 基金では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「マイナンバー法」といいます。）に基づき地方公共団体間情報システム連携に対して農業者年金加入者のマイナンバー情報を求め、収録を行っています。収録した加入者のマイナンバーについては、マイナンバー法に定める事務のみに利用し、同法に基づき適正に保管・管理いたします。
- (3) 基金が保有する加入者・受給者等の皆様の個人情報につきましては、個人情報保護法その他の関係法令に基づく所定の手続きにより、開示及び訂正等を請求することができます。

基金へ被保険者の登録（個人情報）に関するお問い合わせをされる際には本人確認のため、農業者年金の被保険者証の記号番号、氏名、住所及び生年月日を確認させていただきます。

この「農業者年金に関する重要事項のご案内」は、「農業者年金被保険者証」、「被保険者のしおり」及び「加入申込書（本人控）」とともに大切に保管してください。

（注1）令和7年4月1日現在、国内債券50%、国内株式15%、外国債券20%（為替ヘッジ比率75%調整）、外国株式15%。

（注2）「付加準備金」とは、①65歳以上の年金裁定時における付加準備金がマイナスとなる方のマイナス相当額を補うため、及び②各年度の付加準備金がマイナスになった場合の補てんを行うための財源を、運用収入の一部を留保する方法により積立したものであり、①を優先して、付加準備金の額を限度に補てんを行います。ただし、②の補てんは、付加準備金の必要分が確保されるまでの間は、行われません。

（注3）農業者老齢年金の年金現価率は、一定の年金額を終身にわたって受給し、80歳前に死亡した場合には死亡一時金を還付に支給する（「6 死亡一時金について」参照）ため、年金額の何倍の年金原資がなければ根拠的に均衡するかを示した数値で、農林水産省が予定死亡率に基づき定めています。

（注4）特例加付年金の年金現価率は、一定の年金額を終身にわたって支給するために、年金額の何倍の年金原資がなければ根拠的に均衡するかを示した数値で、農林水産省が予定利率と予定死亡率に基づき定めています。

この「農業者年金に関する重要事項のご案内」は、令和7年4月1日現在の関係法令に基づくもので、今後の改正等により取り扱いが変わる場合もあります。

《農業者年金についてのお問い合わせ先》

独立行政法人 農業者年金基金

〒160-8504 東京都新宿区西四谷3丁目2番1号 フロントプレイス四谷3階・4階

農業者年金制度の全般について 企画調整室 TEL：03-5919-0332

被保険者資格及び保険料の徴収等について 業務部適用・収納課 TEL：03-5919-0335

年金の受給について 業務部給付課 TEL：03-5919-0337

農業者年金基金ホームページ (<https://www.nounen.go.jp/>)



（令和7年4月1日）

※本調査票は令和7年度時点の様式です。設問内容が見直しにより変更になる場合がありますので、調査様式は基金HPよりダウンロードの上、使用されますようお願いします。

令和 年度新規加入者状況アンケート

ご加入ありがとうございます。今後の参考にさせて頂きたく、お手数ですが質問にお答え下さい。

1. 性別、年齢、就農時期、経営類型等について教えて下さい。該当する事項に○をつけて下さい。

①性 別 男性 女性

②年 齢 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代

③就農時期 0～2年前 3～5年前 6年以上前

④あなたは次のどれに該当しますか。

1. 経営主 2. 経営主の（ア. 配偶者 イ. 子 ウ. 子の配偶者 エ. 孫）
3. 法人等の従業員（パート等含む） 4. その他（ ）

・以下の⑤～⑦の質問は、④で1. または2. のア～エと回答された方にお聞きします。

⑤あなた、もしくはあなたのご家族の専兼の別を教えてください。

1. 専業農家 2. 兼業農家（農業所得が主） 3. 兼業農家（農業所得が従）

⑥あなた、もしくはあなたのご家族の経営の中で、販売金額が第1位のものと第2位のものの番号をご記入下さい。 第1位（ ） 第2位（ ）

1. 稲作 2. 麦類作 3. 穀類・いも類・豆類 4. 工芸農作物 5. 露地野菜 6. 施設野菜
7. 果樹類 8. 花き・花木 9. その他の作物 10. 酪農 11. 肉用牛 12. 養豚 13. 養鶏

⑦あなた、もしくはあなたのご家族は次の選択肢に該当しますか。1つだけ○をつけて下さい。

1. 新規就農者（Uターン） 2. 新規就農者（Iターン） 3. 認定新規就農者
4. 1～3以外の新規就農者 5. 認定農業者 6. 家族経営協定締結者
7. その他（ ） 8. 該当なし

2. 次の間について、該当する事項に○印を付けて下さい。

問1 農業者年金に関する広告で、ご覧になられたことがあるものに○をつけて下さい。（複数回答可）

1. 市町村（農業委員会）にて掲示されたポスター・配布されたチラシ
2. J Aにて掲示されたポスター・配布されたチラシ 3. 市町村（農業委員会）の広報誌
4. J Aの広報誌 5. ラジオCM 6. 新聞・業界誌 7. 農業者年金基金のHP
8. 市町村・J AのHP 9. 農林水産省フェイスブック又はメールマガジン
10. SNS（農林水産省フェイスブックを除く） 11. WEB広告 12. 該当なし

問2 加入のきっかけはどのような場面でしたか。3つ以内で○をつけて下さい。

1. 農業委員会・農業委員による戸別訪問 2. J Aによる戸別訪問
3. 農業委員会・農業委員から戸別訪問以外の勧め 4. J Aからの戸別訪問以外の勧め
5. 家族からの勧め 6. 知人からの勧め 7. チラシ・ポスターを見て 8. 専門家（税理士等）への相談
9. 自身の判断 10. その他（ ）

問3 加入しようと思った農業者年金の魅力は何ですか。3つ以内で○をつけて下さい。

1. 国民年金に上乗せできるから 2. 任意に加入・脱退ができるから
3. 積立て方式だから 4. 保険料が自由に決められるから
5. 生涯受給できる終身年金だから 6. 保険料の全額社会保険料控除などの税制優遇があるから
7. 80歳までに死亡した場合に死亡一時金があるから
8. 一定の要件を満たした場合の保険料補助があるから 9. 事務経費の負担がないから（国費で負担）
10. 年金資産の運用実績が良いから 11. よく分からない 12. その他（ ）

問4 農業者年金に加入される前に農業者年金について、どの程度ご存じでしたか。1つだけ○をつけて下さい。

1. 制度の内容を良く知っていた 2. 制度の内容をある程度知っていた
3. 名前以外の制度内容はほとんど知らなかった 4. 名前を含め全く知らなかった

問5 問4で1または2と回答された方にお聞きします。農業者年金にこれまで加入しなかった理由は何ですか。2つ以内で○をつけて下さい。

1. 詳しい説明を聞く機会がなかった 2. 年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていた
3. 保険料の負担が大きかった 4. 公的年金全般への不安感
5. 保険料補助の対象外だった
6. 加入資格がなかった（他の年金制度に入っていた、農業に従事していなかった等）
7. その他（ ）

問6 通常加入の方（政策支援加入で保険料の国庫補助を受けられる方以外の方）にお聞きします。あなたが、政策支援加入をされなかった理由は何ですか。1つだけ○をつけて下さい。

1. 政策支援加入の要件を満たしていない 2. 後継者に経営継承ができるか分からないから
3. 保険料の額を自由に決めることができないから 4. 生涯自ら農業を営みたいから
5. その他（ ）

☆☆☆ご協力ありがとうございました。☆☆☆

※「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」について
農林水産省では、「みどりの食料システム法」に基づき、農業者の皆様による環境負荷低減の取組を促進しています。この環境負荷低減の取組の実践を確認する「クロスコンプライアンスチェックシート」がありますので、ご自身で取組のチェックをしてみてください。



《以下は、受託機関の方がご記入ください。》

被保険者証の記号番号（下6桁）

※加入申込書の（1）の欄と同じ番号を記入して下さい。

（番 号） ← こちらの下6桁の番号を記入して下さい。

市町村 - コード 農林漁業団体 - 統一コード

(2) 農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書(様式第2号)新制度用

(農業委員会) (農業協同組合)

(受付年月日 年 月 日) (受付年月日 年 月 日)

※申込書を受け付けた年月日を記入

※申込書を受け付けた年月日を記入

*以下の は貢献度割合です。当該加入者への加入推進の貢献度を、実情に応じて、双方を足して1になるよう小数点第1位までの配分で決めて下さい。（受託機関の双方で相談・了承の上で記入願います。）

＜農業委員会＞

＜農業協同組合＞

例		:	
	1	:	0
	0	:	1
	0, 7	:	0, 3

*加入推進名簿に登載されている方でしたか。

(はい・いいえ) (はい・いいえ)

受付印
 受付印

※農業者年金の各届書を受け付けた時に使用する受付印を使用し、商業務受託機関にて貢献度割合を確認していただいた目付で押印してください。

加入申込書と一緒に提出して下さい。

金提出用

(様式第2号)

延 州 コ ー ド

3	4	1	0	0
---	---	---	---	---

1990	1991	1992	1993	1994
1995	1996	1997	1998	1999

3	4	1	0	0
---	---	---	---	---

記入方法

記入方法をよくお読みになり、
黒のボールペンで、楷書で
記入してください。

政策支援加入への変更等申出書として用いる場合には、1枚目(基金提出用)のみを使用してください。

この申込書に添えて提出しなければならない書類

1 政東支接加入区分を推薦した方にあつた。家族縁が、族間係が、協定書
きる戸籍簿（抄）本又は住民票の写し
と、親、族間係が協定書

2 政東支接加入区分を推薦した方にあつた。家族縁が、族間係が協定書
きる戸籍簿（抄）本又は住民票の写し
と、親、族間係が協定書

3 政策支援加人区分1、2又は4を選択した方のうち、同意書がまだ行っていない方が、青中申告承認申請書を提出している方にあつては、農業者所得を確認できる該当年の確定申告書の写し等

4 政策支援加人区分1、2又は4を選択した方のうち、青色申告がまだ行っていない方が、青中申告承認申請書を提出している方にあつては、青色申告承認申請書の写し

農業者年金政策支援加入申込書兼政策支援加入への変更等申出書

15

提出年月日

令和 4 年 5 月 2 日

1	(1)	農業者年金 被保険者証の 記号番号	(記号)	1	0	0	0	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	
	(2)	氏名	(フリガナ) ノウネン タロウ																
	(3)	生年月日	昭和 平成	0	1	年	6	0	1	0	1	日	2	性別	(男)		1	(女)	2
	(5)	郵便番号	(ジヤサン) トウキョウト ミナト コウシヤシ 1-6-21																
	(6)	住所	(ヨウシヨウ) 100-5-80 東京都 港区 西新橋 1-6-21																
3	(6)	年間農業 従事日数	☐	私の年間農業従事日数は60日以上です。															
	保険料月額	下記の政策支援区分による										(8)	翌年以降の保険料 の前納	1	申し出ます	2	申し出ません		
	(7)	農業者年金 (新制度)の加入期間	0	これまで被保険者であったこと はない(新規加入)	2	かつて被保険者であったこと がある(再加入)	3	現在通常加入 被保険者である											
5	(10)	国民年金の状態	☐	私は国民年金第1号被保険者であり、国民年金保険料の免除者又は免除申請者 ではありません。															
3																			

6

(11) 政策支援区分 中山・山麓	政策支援区分	①	2	3	
	政策支援要件	- 認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者であること。 - 農業所得の額が900万円以下であること。	- 認定就農者(認定を受けた日から5年以内)及び青色申告者の両方に該当している者であること。 - 農業所得の額が900万円以下であること。	- 政策支援区分1又は2の者と家族経営協定を締結した配偶者又は直系卑属であること。 1又は2の者から支払を受けた給与等が900万円以下であること。	
	本人負担 保険料月額 (政策支援額)	35歳未満 1万円 (1万円)	35歳以上 1万4千円 (6千円)	35歳未満 1万円 (1万円)	35歳以上 1万4千円 (6千円)
	政策支援区分	4	5		
	政策支援要件	- 認定農業者又は青色申告者のみづれだけで営む者であって、3年を経過した日において政策支援区分1になることを約した者であること。 - 農業所得の額が900万円以下であること。	- 農業を行なう(政策支援区分1又は2の者を専ら)の者が専ら就農すること、35歳未満(20歳未満)の者が10年未満した日において政策支援区分1になることを約した者であること。 - 親などから支払いを受けた給与等が900万円以下であること。		
	本人負担 保険料月額 (政策支援額)	35歳未満 1万4千円 (6千円)	35歳以上 1万6千円 (4千円)	1万4千円 (6千円)	

届書の流れ（J A ↓ 農委 ↓ 基金

注1) 農所得又は給与等の額は、その政策支援を申し込んだ日が1月1日～3月31日の場合は前々年所得又は給与等の額、4月1日～12月31日の場合は前年所得又は給与等の額となります。

注2) 青色申告者には、既に青色申告を行っている方の他に、青色申告はまだ行っていないが、青色申告承認申請書を提出している方も含まれます。

※は「A」が記入してください。 上記⑨欄の3に該当する方は貯金口座振替届出書は記入する必要はありません。

農業者年金保険料を貯金口座振替の方法によりお支払いたしますので下記の金融機関を指定しお届けいたします。

7 時金口座振振 出書	フリガナ	ノウネン タロウ						班 (18) J A 確 認			
	(12) 口座名義人	農 年 太 郎									
	※(13) 金融機関コード	1	2	3	4	5	6		7	(17) JAお届印	
	(14) 貯金種目	①普通 ②、当座 ③、その他									
	(15) 口座番	8	0	1	2	3	4			5	6
	※(16) 取扱 J A 支所名	J A 港 西 新 橋 支 店									

作成上の留意点

〔本様式に関する照会先：適用・収納課〕

この様式は、被保険者の資格要件のすべてを満たす者で、かつ、保険料納付済期間等（20年）要件、農業所得が900万円以下等の所得制限要件を満たす者が、政策支援の要件に該当することにより加入を希望するとき（政策支援加入）、又は通常加入している者が政策支援加入を希望するとき（政策支援加入への変更）に提出してください。

- ・※印欄は「A」、★印欄は農委、「×」印欄は基金が記入します。
- ・年月日を記入する際、1桁の場合は「0」を補って記入してください。
- ・申出書の様式はA3横となっています。

提出時期：任意

- 1 新制度の農業者年金被保険者証の記号番号を正しく記入してください。なお、「新規加入」の場合は、「記号」欄5桁は「JA」において「農林漁業団体統一コード」の都道府県コード2桁と団体コード3桁を記入します。また、「番号欄」には年金手帳の基礎年金番号10桁を正しく記入してください。（注）旧制度に加入していた方については、一時金を受給していても旧制度の被保険者証の記号番号を記入してください。
 - 2 届出を行う方の氏名、生年月日、性別、住所を正しくご記入ください。
 - 3 （6）欄及び（10）欄に○印の記入がない場合は農業者年金の加入資格が無いものと見なし返戻しますので留意してください。
 - 4 （8）欄は、前納を申し出た場合は、12月23日（金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。以下、同じ）に翌年分の保険料を口座振替します。（資格決定の時期、残高不足などでは振替できなかった場合は、翌々年分からの前納扱いとなります。）なお、毎月納付（前納を申し出ない）の場合は、毎月23日に前月分の保険料を口座振替します。（口座振替できなかった場合は翌月の23日に合わせて口座振替を行います。）
 - 5 （9）欄は、新制度における加入状況で、該当する番号を○で囲んでください。
 - 6 政策支援区分のうち、届出者が該当かつ希望される政策支援区分のどれかひとつを○で囲んでください。
 - 7 口座名義人、口座番号を正しく記入し、貯金種目を○で囲んでください。また、「JA」において金融機関コードと取扱「JA」支所名を記入し、（12）欄～（17）欄の内容を確認したら（18）欄の□に☑を記入して下さい。なお、申込者本人の口座名義でなくとも結構です。通常加入から政策支援への変更加入の場合は、（12）欄～（18）欄の記入は不要です。
 - 8 （15）欄は、口座番号を右詰で記入し、空欄は「0」を補ってください。
 - 9 貯金口座の届出印を3枚目の「JA」控に押印してください。なお、3枚目の「JA」控は、振替依頼書を兼ねていますので、自動振替ができるように必ず「JA」の貯金担当者に依頼してください。

添付書類

- ① 以前に農業者年金の被保険者（旧農業者年金の被保険者を含む。）であった場合は、**被保険者証**（紛失して添付することができない場合は、様式第21号「農業者年金新制度・旧制度被保険者証再交付申請書」）（※ ①-74）
- ※ 提出された被保険者証はJ Aで保管のうえ、決定後被保険者に返付してください。
- ② **区分3で加入する場合は**、ア **家族経営協定書（写）**、イ **家族経営協定を締結した者との親族関係が確認できる戸籍謄（抄）本又は住民票の写し** ※
- ③ **区分5で加入する場合は**、**政策支援を申し出た者との者を後継者として指定した者との親族関係が確認できる戸籍謄（抄）本又は住民票の写し** ※
- ※ 戸籍謄（抄）本・住民票の原本のコピーで提出する場合は、原本証明（※ ①-358）をお願いします。
- ④ 区分1、区分2及び区分4で加入する被保険者のうち、同意欄にチェックが記入されていない場合は、農業所得を確認できる該年度の確定申告書の控えの写し等
- ⑤ 区分1、2又は4で加入する方のうち、青色申告はまだ行っていないが、青色申告承認申請書を税務署に提出している場合は、**青色申告承認申請書の写し（提出年月日の記載のあるもの）**

その他（新規加入者状況アンケート）

農業者年金への加入推進の効果・検証を行うため、「新規加入者状況アンケート」(※ ①-36)を平成26年度より実施しています。調査項目は当基金の主務官庁でもある農林水産省からの要請で設けられているものもあり、政策効果の検証のための基礎データとしても使用されます。業務受託機関の担当者には負担をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。なお、本調査の業務受託機関が記入する「貢献度計」等については、翌年度の業務委託手数料の配分基礎となりますので、ＪＡ、農業委員会の方で調整のうえ記入し、加入申込書と併せて提出願います。

各政策支援区分に該当する者であることの申出書及び後継者指定書

区分	各政策支援区分に該当する者であることの出書書等	
10	1	私は、 ☐ 既に青色申告／ ☐ 青色申告は行っていないが青色申告承認申請書を提出 ¹ しており、私の ~~令和~~ <u>3</u> 年の農業所得の額は、900万円以下です。
	2	私は、 <u>港</u> 市町村から農業経営改善計画（平成 ~~令和~~ <u>元</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日から5年間）の認定を受けました。
11	1	私は、 ☐ 既に青色申告／ ☐ 青色申告は行っていないが青色申告承認申請書を提出 ¹ しており、私の ~~令和~~ <u> </u> 年の農業所得の額は、900万円以下です。
	2	私は、 <u> </u> 市町村から青年等就農計画の認定を受けました。【農業経営開始日（平成 ~~令和~~ <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日）】
12	1	私は、 <u> </u> の ² （ ☐ 直系卑属／ ☐ 配偶者）であり、かつ、この者と家族経営協定を締結しており、年間 <u> </u> 日農業に従事しています。
	2	私が家族経営協定を締結している相手方は、 ☐ 既に青色申告／ ☐ 青色申告は行っていないが ~~令和~~ <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日、青色申告承認申請書を提出 ¹ しており、 ☐ <u> </u> 市町村から農業経営改善計画（平成 ~~令和~~ <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から5年間）／ ☐ <u> </u> 市町村から青年等就農計画（平成 ~~令和~~ <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日）の認定を受けたものです。
	3	家族経営協定の相手方から ~~令和~~ <u> </u> 年に私に支払われた給与等の額は、900万円以下です。
13	1	私は、 <u> </u> 市町村から農業経営改善計画（平成 ~~令和~~ <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日から5年間）の認定を受け、私の ~~令和~~ <u> </u> 年の農業所得は900万円以下です。／ ☐ 既に青色申告／ ☐ 青色申告は行っていないが青色申告承認申請書を提出 ¹ しており、私の ~~令和~~ <u> </u> 年の農業所得の額は900万円以下です。}
	4	私は、この申出を行った日から3年を経過した日において青色申告者及び農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者のいずれにも該当する者となることを約束します。
	1	私は、農業を営む者である <u> </u> の直系卑属であり、年間 <u> </u> 日農業に従事しています。
	2	1に掲げる農業を営む者は、 ☐ 青色申告者（青色申告承認申請提出者を含む）ではありません。／ ☐ 青色申告者（青色申告承認申請提出者を含む）であるものの、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者又は認定就農者ではありません。}
14	5	3に掲げる農業を営む者から ~~令和~~ <u> </u> 年に私に支払われた給与等の額は、900万円以下です。
	4	私は、この申出を行った日から35日に達する日又は10年経過した日のいずれか早い日において青色申告者及び認定農業者のいずれにも該当する者となることを約束します。
	5	【後継者指定書】 上記の申出者を後継者として指定したことに相違ありません。 後継者指定者氏名 <u> </u>

注) []で囲んだ部分は、該当する方の□に○を記入してください。

- | | | |
|----|--|---|
| 15 | <p>同意欄</p> <p>区分1、区分2、区分4で加入(変更)される方が対象です。</p> | <p>私は、農業者年金基金が保険料の額の特例要件を確認するために、地方税関係情報を取得することに同意します。</p> <p>独立行政法人農業者年金基金 御中</p> |
|----|--|---|

保険料の額の特例の適用を受けるためには、農業所得の状況等を確認させていただく必要があります。このため農業者年金基金では、各市区町村から、地方税関係情報提供を受けることとしています。

地方税関係情報提供を取得することに同意されない場合は、農業所得のわかる書類（確定申告書の控え等）を添付していただく必要があります。

※ JICA 記入欄

(19) 整理番号	施設	種別	都道府県	団体コード	支庁コード	納入番号
1 0 1 0 0 0 1 0 0 1 1 2 3 4 5 6 7						

国民年金付加保険料納付の届出の指導をした ☐ 農業者年金へ加入する際に重要事項を説明し、当該説明書を配付した ☐

本人であることを確認をした (新規加入) ☐ 17

※ 受付印

18

21

18

21

113. 9 3 4 - 7 6 5 - 4 3 2

★ 19

(20) 農業年日	平成	3	4	0	1	0	1	0	1
	令和		0						

(認定農業者は認定開始年月1日、認定就農者は農業経営開始日)

本人であることを確認した
(新規加入) 17 ☐

政策支援加入のできる保険料納付済期間等
が見込めること ☒

政策支援加入区分1の要件を満たしていること ☒

政策支援加入区分2の要件を満たしていること ☐

★ 18

(21) 普通町・市区町村コード	1	2	3	4	5
------------------	---	---	---	---	---

国民年金付加保険料納付の届出の指導をした ☐

農業者年金へ加入する際に重要事項を説明
し、当該説明書を配付した ☐

政策支援加入区分3の要件を満たしていること ☐

政策支援加入区分4の要件を満たしていること ☐

政策支援加入区分5の要件を満たしていること ☐

この申込(申出)を行った者は農業者年金被保険者資格を有すること及び申出に係る政策支援区分に応じた要件該当者であることを確認しました。

令和 4 年 5 月 1 2 日 21

TEL 934-765-4321

× 基金記入欄	青色申告の状態			1	0	青色申告開始年			令和	年	× 受付印
	認定コード			1	2	同意の有無			1	0	

作成上の留意点

10 区分1の場合

- 1については、(11) 欄下部の(注)を参考に、対象となる「年」を記入してください。
2については、認定農業者の認定開始日及び認定を行った市町村等名を記入してください。

11 区分2の場合

- 1については、(11) 欄下部の(注)を参考に、対象となる「年」を記入してください。
2については、認定就農者の農業経営開始日及び認定を行った市町村等名を記入してください。

12 区分3の場合

- 1については、経営主の氏名を記入するとともに、申出者の年間農業従事日数（要件：150日以上）を記入してください。
2については、経営主の認定農業者の認定開始日及び認定を行った市町村等名又は経営主の認定就農者の農業経営開始日及び認定を行った市町村等名を記入してください。3については、(11) 欄下部の（注）を参考に、対象となる「年」を記入してください。

13 区分4の場合

- 1については、認定農業者である場合には認定農業者の認定開始日及び認定を行った市町村等名、または、(11) 欄下部の(注)を参考に、対象となる「年」を記入してください。

14 区分5の場合

- 1については、申出者の尊属（経営主）の氏名を記入するとともに、申出者の年間農業従事日数（要件：150日以上）を記入してください。
2については、申出者の尊属（経営主）の状況について該当の□に○を記入してください。
3については、(11) 欄下部の(注)を参考に、対象となる「年」を記入してください。
5については、申出者の尊属（経営主）に氏名を記入してもらってください。

- 15 基金が加入者のマイナンバーを利用して地方税関係情報を取得することに同意した区分1、2又は4への加入者又は変更者は、□に☑を記入してください。なお、同意しない場合は農業所得のわかる書類(マイナンバーを黒塗り等により伏せた確定申告書の写し等)を添付してください。

- 16 整理番号については、第2章 第3～5 被保険者証の番号（※①-95）を参照してJ Aにて記入してください。

- 17 J Aもしくは農業委員会で、本人確認（各受託機関による方法で可）、国民年金付加保険料納付の届出書の指導、農業者年金へ加入する際の重要事項（※①-32）を説明した上で、加入申込書に☑を入れて提出してください。

- 18 受付印を押印してください。新規加入又は再加入の場合、J A（もしくは農業委員会のいずれか早い方）の受付年月日（＝提出年月日）が農業者年金の被保険者資格取得日になるので留意してください。なお、政策支援加入への変更の場合は、必ずJ Aが先に受付をしてください。

- 19 認定農業者の認定開始年月日又は認定就農者の農業経営開始日は、受付年月日（＝提出年月日）時点で有効である期間の始期を記入してください。

- 20 政策支援加入のできる保険料納付済期間等が見込めること及び加入を希望する政策支援区分の要件を満たしているかをチェックした後、該当箇所に☑を入れてください。

- 21 J A及び農業委員会の電話番号を記入してください。農業委員会の確認年月日は、受付年月日（受付印の日付）と同日か、それ以降を記入してください。

2 資格喪失・脱退関係

(1) 農業者年金被保険者資格喪失届出書・任意脱退出書（様式第3号）新制度用

(様式第3号)

届出番号
3 4 1 7 0 1

農業者年金

1

・被保険者資格喪失届出書

・任意脱退出書

提出年月日
令和 4 年 5 月 9 日

11

記入方法

記入方法をよくお読みになり、墨のボールペンで横書き記入してください。

(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1 2
(2) (フリガナ) 氏 名	ノウネン タロウ 農 年 太 郎
(3) 年 月 日	昭和 3 年 5 月 3 1 0 0 1 3
(4) 住 居	郵便番号 105-8011 東京都 港区 西新橋 1-6-21

(資格喪失届)

私は、以下の事由により農業者年金被保険者資格を喪失しました。

(5) 資格喪失事由	23	2	国民年金第2号被保険者となった(農林漁業団体役員期間に該当する法人の常勤役員となった場合を除く。又は、国民年金の被保険者の資格を喪失した。)	5
	12	3	国民年金第3号被保険者となった。(被扶養者となった。)	6
	13	4	国民年金保険料の納付が免除された。	7
	15	5	農業に従事する者でなくなった。	8
	28	6	国民年金の任意加入被保険者ではなくなった。(60歳～64歳)	9
	25	7	その他()	
	(6)	資格喪失事由が生じた年月日	平成 3 年 4 月 0 5 日 令和 4 年 5 月 0 1 日	

(任意脱退出書)

(7)	私は、農業者年金の脱退を申出しました。任意脱退出書の提出日は次に記した日です。	平成 3 年 4 月 日	10
×	(8) 資格喪失が生じた年月日	平成 3 年 4 月 日 令和 4 年 5 月 日	喪失理由 16

(資格喪失後の未納保険料の請求猶予の申出)

11	私は、この請求猶予の申出により保険料が納付できなくなったことに伴って(9) 生ずる不利益を理解したうえで、私が納付すべき保険料のうち未納となっている保険料について、請求猶予を申出します。	① 請求猶予の申出を行い、納付しません。	② 請求猶予の申出を行わず、納付します。
----	---	----------------------	----------------------

(留意事項)

- 請求猶予の開始は、当該申出が基金で電算処理された月以降(速く申出月の翌月以降)となりますのでご了承願います。
- 請求猶予期間中においても時効は進行しますので、時効が完成した未納保険料については、保険料の請求再開を申出ることはできません。
- 保険料請求再開を希望される場合は、「農業者年金保険料請求猶予申出撤回申出書」(様式第114号)をご提出ください。

2	(10) 直接還付 私は、この資格喪失又は任意脱退出の届出後、経過した保険料の返還を希望する場合は、同時に提出する「様式第120号 農業者年金保険料還付金振込先申出書」で申出た口座への振込(直接還付)を希望します。	☐ 直接還付を希望します。
---	--	--------------------------------------

※JA記入欄	★農業委員会記入・確認欄	×基金記入欄
	届出の内容は、事実と相違ないことを確認しました。 令和 4 年 5 月 1 2 日	
13 ※ 受付印 (農業協同組合)	★ 受付印 14 (農業委員会)	× 受付印

作成上の留意点

〔本様式に関する照会先：適用・収納課〕

この様式は、農業者年金被保険者資格を喪失したときや任意脱退するときに提出してください。

- ・※印欄はＪＡ、★印欄は農委、×印欄は基金が記入します。
- ・年月日を記入する際、１桁の場合は「０」を補って記入してください。

提出時期：資格喪失については遅滞なく

- 1 該当する届出書を○で囲んでください。
 - 2 農業者年金被保険者証に記載されている「記号番号」を正しく記入してください。
 - 3 届出を行う方の氏名、生年月日、住所を正しく記入してください。
 - 4 **(資格喪失の場合)**
(5) 欄は、該当する喪失事由に「○」印を付けてください。なお、資格喪失の場合、(7) 欄への記入は不要です。
 - 5 国民年金の第2号被保険者となった日(厚生年金保険等の資格取得日)を(6) 欄に記入してください。
 - 6 国民年金の第3号被保険者となった日(厚生年金保険等の資格取得日)を(6) 欄に記入してください。
 - 7 国民年金の保険料を納付することを要しないものとされた(免除された)月の初日を(6) 欄に記入してください。
 - 8 農業に従事する者でなくなった日の翌日を(6) 欄に記入してください。
 - 9 国民年金の任意加入被保険者でなくなった日(480月を満たす最終年月の翌月の初日/任意喪失の場合はその申出日)を(6)欄に記入してください。
 - 10 **(任意脱退の場合)**
(7) 欄は、様式右上の「提出年月日」と同日を記載してください。なお、農業者年金被保険者の資格喪失日は、提出日の翌日となります。
 - 11 資格喪失年月日の前月分以前の保険料について、未納がある場合で、請求(口座振替)の猶予(一時停止)を申し出る場合には「1」を○で囲んでください。未納分の保険料を今後支払う場合又は未納がない場合は「2」を○で囲んでください。
 - 12 直接還付(㊦ ①-173)を希望する場合は、□に㊦を記入するとともに、この様式と同時に様式第120号(㊦ ①-163-1)を提出してください。(提出が無い場合は㊦が記入されていても直接還付は利用できませんのでご注意ください。)

- 13** J A の電話番号を記入し、J A 受付印（様式右上の「提出年月日」と同日）を押印してください。任意脱退の場合、J A の受付年月日（＝提出年月日＝（7）欄の年月日）の翌日が農業者年金の被保険者資格喪失日になるので留意してください。
- 14** 農業委員会の電話番号を記入し、農業委員会受付印を押印してください。確認年月日は、受付年月日（受付印の日付）と同日か、それ以降を記入してください。

添付書類

- (10) で直接還付を希望する場合は、様式第120号 (㊟ ①-163-1)

2 (2) 農業者年金死亡関係届出書(様式第K31号の1又は様式第K31号の2)、(3) 同一生計証明、(4) 非同一生計証明については、①-360以降を参照願います。

(農業者年金業務の手引き)

①-45

3 政策支援加入要件の不該当関係
(1) 政策支援加入要件不該当届出書 (様式第5号) 新制度用

(様式第5号) **政策支援加入要件不該当届出書**

(様式第5号)

政策支援加入要件不該当届出書

1

3411	01
3411	02

届出の氏名
住所
印

届出事項等については政策支援加入要件が、届出に不適合となつたため、届出に同意した農業者等
農業協会の代表者に届出を提出し、届出に不適合な農業者等、併せて農業に参画しない農業者等が提出したもので
その届出を提出した日以後の届出について下記に示す届出書とする。

届出年月日
令和 4 年 5 月 9 日

記入方法

記入方法をおよそ読みとり、
黒のボールペンで、楷書で
記入してください。

この届出書に添えて届出
しなければなりません。

- 政策支援加入区分3を選択した方については、家族経営協定書及び家族経営協定書を締結した方との親族関係が確認できる戸籍簿(抄)本文又は住民票の写し等
- 政策支援加入区分5を選択した方については、政策支援を申出した方とこの方を後継者として指図した方との親族関係が確認できる戸籍簿(抄)本文又は住民票の写し等
- 政策支援加入区分1,2又は1を選択した方のうち、同意書に同意していない方があっては、農業所得を確認できる該当年の確定申告書の写し等
- 政策支援加入区分1,2又は1を選択した方のうち、青色申告はまだ行っていないが、青色申告の承認申請書を税務署に提出している方については、青色申告の承認申請書の写し

(1) 農業者等 農業協会の 記号番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1 1 2	1
(2) 被継継者氏名	アサキナ ノブネン タロウ 農 年 太 郎	
(3) 生年月日	昭和 53 10 01	
(4) 郵便番号	〒160-2100 東京都港区西新橋 1-6-21	2
(5) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	3
(6) 年間の平均 収入額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(7) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(8) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(9) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(10) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(11) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(12) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(13) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(14) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(15) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(16) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(17) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(18) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(19) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(20) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(21) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(22) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(23) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(24) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(25) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(26) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(27) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(28) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(29) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(30) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(31) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(32) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(33) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(34) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(35) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(36) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(37) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(38) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(39) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(40) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(41) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(42) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(43) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(44) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(45) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(46) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(47) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(48) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(49) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(50) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(51) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(52) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(53) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(54) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0 5 0 1	5
(55) 農業所得 の 平均額 (円)	平成 30 4 0 4 0	

(注)：農業所得又は給与等の額は、その政策支援を申し込んだ日が1月1日～3月31日の場合は前々年所得又は給与等の額、4月1日～12月31日の場合は前年所得又は給与等の額となります。

(区分3が不該当となった場合の記入欄)

(注) ①第2項の平価となった事由が「6月」に該当したときに記入してください。
 ②「0」の原州等市町村年度日に青色申告の事業員及び公益事業等の関係員を代表して、その者が組合員に加入して納税した。

(注)：(8)欄の不該当となった事由が「65」に該当したときに記入してください。

なお、この届出書の提出年月日に青色申告の廃業届及び青色申告の開業届を提出していなかった場合は天記入で結構です。

(農業者年金業務の手引き)

作成上の留意点

〔本様式に関する照会先：適用・収納課〕

この様式は、現在適用を受けている政策支援加入の要件に該当しなくなったため、他の政策支援に変更するとき又は通常加入に変更するときに提出してください。

- ・※印欄はJ A、★印欄は農委、×印欄は基金が記入します。
- ・年月日を記入する際、1桁の場合は「0」を補って記入してください。
- ・届出書の様式はA 3横となっています。

提出時期：随時

1 農業者年金被保険者証に記載されている「記号番号」を正しく記入してください。

2 届出を行う方の氏名、生年月日、住所を正しく記入してください。

3 現在適用を受けている（政策支援要件不該当になる日まで受けていた）政策支援区分1～6について、該当する数字を○で囲んでください。

4 (6) 欄は、政策支援要件不該当年月日を記入してください。

例1：農業所得又は給与等の額が、令和4年2～3月に行う青色申告時（令和3年所得）に900万円を超えていた場合 ⇨ 不該当年月日：令和4年4月1日 不該当事由「59」

例2：認定農業者の認定期間が平成29年5月2日～令和4年5月1日までの場合であって、令和4年5月2日以降同月中に再認定を受けなかった場合 ⇨ 不該当年月日：令和4年5月2日

注：不該当事由「69」（政策支援を受けることのできる期間を満了した）に該当する場合は、該当月の1日が不該当日となります。なお、この場合、政策支援期間の満了が当年中から翌年12月末の者に限り、事前受付可としています。

5 (7) 欄は、翌年（あるいは翌々年）以降の保険料納付方法について、前納（年払い）希望の有無を、該当する項目のどちらか一つを○で囲んでください

6 (8) 欄は、政策支援要件不該当となった事由のうち、該当する項目のどれか一つを○で囲んでください。区分3が不該当となった場合は(12) 欄と(13) 欄も記入してください。

以下は、政策支援要件不該当となった月以降の保険料を選択する項目です。通常加入を申込み場合と、政策支援加入を申込み場合があります。

7 【通常加入を申込み場合】

(9) 欄は、希望する保険料月額を、2万円～6万7千円までの千円単位で記入してください。なお、(10) 欄に○をした方は、1万円～1万9千円までの千円単位で記入してください。

8 被保険者自身で「35歳未満 通常加入保険料10,000円～19,000円を選択する場合のチェックシート」(※①-30)により35歳未満であること及び政策支援相当者でないことを確認し、○印を記入してください。
○印の記入がない場合は返戻しますので留意してください。

9 【政策支援加入を申込み場合】

(9) 欄は、政策支援区分1～5のうち、届出者が該当かつ希望される政策支援区分のどれかひとつを○で囲んでください。

添付書類

① 変更後の政策支援加入区分が「3」の場合、**家族経営協定書の写し**、及び家族経営協定書を締結した者の親族関係が確認できる**戸籍謄（抄）本又は住民票の写し** ※

② 変更後の政策支援加入区分が「5」の場合、政策支援を申し出た者との者を後継者として指定した者との親族関係が確認できる**戸籍謄（抄）本又は住民票の写し** ※

※ 戸籍謄（抄）本・住民票の原本のコピーで提出する場合は、**原本証明** (※①-358) をお願いします。

③ 変更後の政策支援加入区分が「1」「2」又は「4」のうち、同意欄にチェックが記入されていない場合は、農業所得を確認できる当該年の確定申告書の写し等

④ 変更後の政策支援加入区分が「1」「2」又は「4」のうち、青色申告はまだ行っていないが、青色申告承認申請書を税務署に提出している場合、**青色申告承認申請書の写し(提出年月日の記載のあるもの)**

(農業者年金業務の手引き)

①-47

各政策支援区分に該当する者であることの申出書及び後継者指定書

区分	各政策支援区分に該当する者であることの申出書等
10	1 私は、(□既に青色申告／□青色申告は行っていないが青色申告の承認申請書を提出)しており、私の令和 年 月の農業所得の額は、900万円以下です。
11	2 私は、市町村から農業経営改善計画(平成・令和 年 月 日)から5年間の認定を受けました。
12	1 私は、(□既に青色申告／□青色申告は行っていないが青色申告の承認申請書を提出)しており、私の令和 年 月の農業所得の額は、900万円以下です。
13	2 私は、市町村から青年等就農計画の認定を受けました。【農業経営開始日(平成・令和 年 月 日)】
14	1 私は、(□)の(□直系卑属／□配偶者)であり、かつ、この者と家族経営協定を締結しており、生間 且農業に従事しています。
15	3 私は家族経営協定を締結している相手方は、(□既に青色申告／□青色申告は行っていないが)令和 年 月 日に青色申告の承認申請書を提出しており、(□) 市町村から農業経営改善計画(平成・令和 年 月 日)から5年間の認定を受け、私の令和 年 月の農業所得は900万円以下です。／(□既に青色申告／□青色申告は行っていないが)青色申告の承認申請書を提出しており、私の令和 年 月の農業所得は900万円以下です。)
16	4 私は、この申出を行った日から3年を経過した日において青色申告者及び農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者のいずれにも該当する者となることを約束します。
17	1 私は、農業を営む者である (□)の直系卑属であり、生間 且農業に従事しています。
18	2 (1)に掲げる農業を営む者は、(□)青色申告者(青色申告の承認申請書提出者を含む)ではありません。／□青色申告者(青色申告の承認申請書提出者を含む)であるものの、農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者又は認定就農者ではありません。)
19	3 (1)に掲げる農業を営む者から令和 年に私に支払われた給与等の額は、900万円以下です。
20	4 私は、この申出を行った日から35歳に達する日又は10年経過した日のいずれか早い日において青色申告者及び認定農業者のいずれにも該当する者となることを約束します。
21	5 【後継者指定書】 上記の申出者を後継者として指定したことに同意ありません。 後継者指定者氏名

(注) 1～5で囲んだ部分は、該当する方の□に○を記入してください。

同意欄	私は、 農業者年金基金が保険料の額の特例要件を確認するために、地方税関係情報を取得することに同意します。
×分1、×分2、×分3、×分4に 変更される 方のみが対象です。	独立行政法人農業者年金基金 御中

保険料の特例の適用を受けるためには、農業所得の状況等を確認させていただく必要があります。このため農業者年金基金では、各市区町村から地方税関係情報の提供を受けることとしています。
地方税関係情報を取得することに同意されない場合は、農業所得のわかる書類(確定申告書の控えの写し等)を添付いただく必要があります。

※ J A 記入欄	<table border="1"> <tr> <td>(14) 整理番号</td> <td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td> </tr> </table>	(14) 整理番号	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2	3	4	5	6	7	※ 16 受付印	農業協同組合 TEL 934-765-4321
(14) 整理番号	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	2	3	4	5	6	7				
★	<table border="1"> <tr> <td>(15) 年月日</td> <td>平成</td><td>3</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td> </tr> <tr> <td>(16) 希望する保険料月額</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td> </tr> </table> (認定農業者は認定開始日、認定就農者は農業経営開始日)	(15) 年月日	平成	3	年	月	日	(16) 希望する保険料月額	1	2	3	4	5	★	農業委員会 TEL 934-765-4321					
(15) 年月日	平成	3	年	月	日															
(16) 希望する保険料月額	1	2	3	4	5															
農業委員会記入・確認欄	<table border="1"> <tr> <td>政策支援加入区3の要件を満たしていること</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>政策支援加入区4の要件を満たしていること</td> <td>□</td> </tr> <tr> <td>政策支援加入区5の要件を満たしていること</td> <td>□</td> </tr> </table> この申出を行った者は農業者年金被保険者資格を有すること及び申出に係る政策支援区分に応じた要件該当者であることを確認しました。	政策支援加入区3の要件を満たしていること	□	政策支援加入区4の要件を満たしていること	□	政策支援加入区5の要件を満たしていること	□	19 令和 4 年 5 月 12 日	18											
政策支援加入区3の要件を満たしていること	□																			
政策支援加入区4の要件を満たしていること	□																			
政策支援加入区5の要件を満たしていること	□																			
× 基金記入欄	<table border="1"> <tr> <td>青色申告の状態</td> <td>1</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>青色申告開始年</td> <td>令和 年</td> </tr> <tr> <td>認定コード</td> <td>1</td><td>2</td> </tr> <tr> <td>同意の有無</td> <td>1</td><td>0</td> </tr> </table>	青色申告の状態	1	0	青色申告開始年	令和 年	認定コード	1	2	同意の有無	1	0	× 受付印							
青色申告の状態	1	0																		
青色申告開始年	令和 年																			
認定コード	1	2																		
同意の有無	1	0																		

①-48

(農業者年金業務の手引き)

作成上の留意点

10 区分1の場合

- 1については、(11) 欄下部の（注）を参考に、対象となる「年」を記入してください。
2については、認定農業者の認定開始日及び認定を行った市町村等名を記入してください。

11 区分2の場合

- 1については、(11) 欄下部の（注）を参考に、対象となる「年」を記入してください。
2については、認定就農者の農業経営開始日及び認定を行った市町村等名を記入してください。

12 区分3の場合

- 1については、経営主の氏名を記入するとともに、申出者の年間農業従事日数(要件：150日以上)を記入してください。
2については、経営主の認定農業者の認定開始日及び認定を行った市町村等名又は経営主の認定就農者の農業経営開始日及び認定を行った市町村等名を記入してください。
3については、(11) 欄下部の（注）を参考に、対象となる「年」を記入してください。

13 区分4の場合

- 1については、認定農業者である場合には認定農業者の認定開始日及び認定を行った市町村等名、また、(11) 欄下部の（注）を参考に、対象となる「年」を記入してください。

14 区分5の場合

- 1については、申出者の尊属（経営主）の氏名を記入するとともに、申出者の年間農業従事日数（要件：150日以上）を記入してください。
2については、申出者の尊属（経営主）の状況について該当の□に「○」を付けてください。
3については、(11) 欄下部の（注）を参考に、対象となる「年」を記入してください。
5については、経営主に氏名を記入してもらってください。

15 基金が加入者のマイナンバー

基金が加入者のマイナンバーを利用して地方税関係情報を取得することに同意した区分1、2又は4への変更者は、□に☑を記入してください。なお、同意しない場合は農業所得のわかる書類(マイナンバーを黒塗り等により伏せた確定申告書の写し等)を添付してください。

16 整理番号（JAに変更がなければ加入時に付与した個人番号）とJAの電話番号

整理番号（JAに変更がなければ加入時に付与した個人番号）とJAの電話番号を記入し、JA受付印（様式右上の「提出年月日」と同日）を押印してください。

17 認定農業者の認定開始日又は認定就農者の農業経営開始年月日は、受付年月日（提出年月日）時点

認定農業者の認定開始日又は認定就農者の農業経営開始年月日は、受付年月日（提出年月日）時点の有効な期間の始期を記入してください。

18 農業委員会の電話番号を記入し、農業委員会受付印を押印してください。

農業委員会の電話番号を記入し、農業委員会受付印を押印してください。農業委員会確認年月日は、受付年月日（受付印の日付）と同日か、それ以降を記入してください。

19 政策支援加入の

政策支援加入のできる保険料納付済期中等が見込めること及び変更する政策支援区分の要件を満たしているかをチェックした後、該当箇所に☑を入れてください。

2 保険料額、納付方法の変更

(1) 農業者年金保険料額変更申出書（通常加入者用 随時月額変更）（様式第111号）新制度用

(様式第111号)

処理コード	
3420	

農業者年金保険料額変更申出書
(通常加入者用 随時月額変更)

独立行政法人農業者年金基金 御中

私は、下記により保険料月額を申出ます。

(2)	被保険者証の記号番号	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	4	5		
(3)	(フリガナ) 被保険者氏名	3	ノウネン タロウ 農年太郎										(4)	生	年	月	日		
(5)	(フリガナ) 被保険者住所	4	〒123456 トウキョウト ミナトク ニシシバシ 1-6-21										昭和2	0	1	0	4	1	5
			東京都 港区 西新橋										平成3	1	6	2	1		

(6) 変更後の月額

1	0	0	0	0	円
---	---	---	---	---	---

記

(7) (6)で10,000～19,000円を選択した方

チェックシートにより必ず自己点検し、確認後✓を記入してください。

☒ 私は(1)の時点において35歳未満であり、政策支援相当者ではありません。

・20,000～67,000円の月額を千円単位で選択し記入してください。

なお、35歳未満で政策支援相当者ではない方は10,000～19,000円の選択も可能です。

10,000～19,000円を選択した方は、次の①②にご留意ください。

①35歳以降の月額(20,000～67,000円)申出は35歳前に様式第119号を提出してください。

②35歳前に政策支援相当者になったときには、速やかに様式第15号を提出してください。

(8) 変更後の保険料が該当する最初の月

令和 04 年 06 月分から変更

・毎月納付は、当月分を翌月に振替ます。

1～15日の申出は当月分(申出翌月振替)から変更できます。

16～末日の申出は翌月分(申出翌々月振替)から変更できます。

例：「令和05年04月分から変更」は令和5年5月振替の4月分から(6)の月額となります。

・過去の月の月額は変更できません。

・前納納付で既に納付済の年の月額は変更できません。

※JA記入欄	<table border="1"> <tr> <th colspan="9">農林漁業団体統一コード</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>都道府県</th> <th>団体コード</th> <th colspan="3">支所コード</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </table>	農林漁業団体統一コード									種別	都道府県	団体コード	支所コード						1	2	3	4	5	6	7	8	9	※受付印	1
農林漁業団体統一コード																														
種別	都道府県	団体コード	支所コード																											
1	2	3	4	5	6	7	8	9																						
×	基金記入欄	3420- 02：20→67⇒20→67 05：10→19→20→67 10：20→67→10→19 11：10→19⇒10→19	×	受付印																										

作成上の留意点

〔本様式に関する照会先：適用・収納課〕

この様式は、農業者年金保険料の通常加入の毎月納付の保険料額の変更を申出するときに提出してください。

- ・※印欄は J A、×印欄は基金が記入します。
- ・本様式は毎月納付保険料額の変更に使用するものです。前納納付の保険料額の変更は、様式第112号を使用してください。
また 3 5 歳未満で通常加入保険料額を 1 万円～1 万 9 千円の間から選んでいる方が事前に 35 歳到達月からの保険料額変更を申出するときは、様式第119号を使用してください。
- ・政策支援加入の保険料額の変更はできません。
- ・本様式は農業委員会を経由する必要はありませんので、直接基金に送付してください。

提出時期：任意

- 届出年月日は、J A 受付印の年月と同日になります。当月分の保険料額変更の場合は、届出年月日（J A 受付年月日）が当月の15日までとなります。16日以後の届出の場合は、翌月以後の月分からの変更となります。
- 申出を行う被保険者の農業者年金被保険者証の「記号番号」を正しく記入してください。
- 申出を行う被保険者の氏名を記入してください。
- 年月日が 1 桁の場合には「0」を補い記入してください。
- 2 万円～6 万 7 千円までの範囲で千円単位で記入されているか確認してください。
なお（7）に☑を記入した方は、1 万円～1 万 9 千円までの千円単位で記入してください。
- 申出書を受け付けた J A の農林漁業団体統一コードを記入してください。
- この申出書の内容についての照会・連絡先を必ず記入してください。

添付書類

不要

（2）農業者年金保険料額・納付方法変更申出書（様式第 112 号） 新制度用

（様式第112号）

処理コード
3420

農業者年金保険料額・納付方法変更申出書

(1) 申出年月日 (JA受付年月日) 令和 4 年 5 月 1 6 日 1

独立行政法人農業者年金基金 御中

私は、下記により来年 1 月分からの保険料月額の変更を申出ます。

私は、下記により来年 1 月分からの納付方法の変更を申出ます。

(2)	被保険者証の記号番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	2
(3)	(フリガナ) 被保険者氏名	ノウネン タロウ	(4) 生 年 月 日 昭和 2 年 0 1 月 0 4 日 平成 2 1 年 0 1 月 0 4 日
(5)	(フリガナ) 被保険者住所	東京 都 港区 西新橋 1-6-21	4

(6) 来年 1 月分からの保険料月額

5 月額 1 0 0 0 0 円

記

(7) (6)で10,000～19,000円を選択した方

チェックシートにより必ず自己点検し、確認後✓を記入してください。

☒ 私は(1)の時点において35歳未満であり、政策支援相当者ではありません。

- ・20,000～67,000円の月額を千円単位で選択し記入してください。
なお、35歳未満で政策支援相当者ではない方は10,000～19,000円の選択も可能です。
10,000～19,000円を選択した方は、次の①②にご留意ください。
①35歳以降の月額(20,000～67,000円)申出は35歳前に様式第119号を提出してください。
②35歳前に政策支援相当者になったときには、速やかに様式第15号を提出してください。

- ・政策支援加入の方は月額変更できませんので記入不要です。
- ・月額変更しない方は記入不要ですので、(8)のみ記入してください。
- ・毎月納付の方は月額のみの変更は、様式第111号となります。

(8) 来年 1 月分からの納付方法

- ☒ 前 納 納 付 1 年分(1～12月)を前年12月23日に振替ます。
 - ☐ 毎 月 納 付 当月分を翌月23日に振替ます。
- ・□のいずれか 1 つに✓を記入してください。
・(6)に記入をした方は納付方法変更の有無に関わらず必ず記入してください。

- (注) この申出書は、1月1日から11月15日までにJAに提出してください。
- ・毎月納付から前納納付へ変更する方は、12月振替で過去の未納分と11月分及び前納納付分を振替ます。
 - ・前納納付が残高不足などで振替できなかった場合は、翌年に限り自動的に毎月納付となります。
 - ・保険料振替日は23日です。金融機関休業日の場合は翌営業日です。
 - ・この申出書を提出した後に通常保険料額又は政策支援区分等の変更の申出を行うと、この申出は無効となります。

※ J A 記入欄	<table> <tr> <td colspan="10">農林漁業団体統一コード</td> </tr> <tr> <td>種別</td> <td>都道府県</td> <td>団体コード</td> <td colspan="4">支所コード</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>7 8</td> </tr> </table>	農林漁業団体統一コード										種別	都道府県	団体コード	支所コード							1	2	3	4	5	6	7	8	9	7 8	※ 受付印	1
農林漁業団体統一コード																																	
種別	都道府県	団体コード	支所コード																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	7 8																								
・ J A 担当者 草刈 民男・ J A 連絡先 934 (765) 4321																																	
× 基金記入欄	3420-	(6)	(8)																														
03 : — 1⇔2																																	
03 : 20-67⇔20-67 1⇔2																																	
06 : 10-19⇔20-67 1⇔2																																	
13 : 20-67⇔10-19 1⇔2																																	
14 : 10-19⇔10-19 1⇔2																																	
				× 受付印																													

作成上の留意点

[本様式に関する照会先：適用・収納課]

この様式は、申出日の翌年以降の前納納付保険料額の変更や納付方法の変更の申出をするときに提出してください。

- ・政策支援加入の保険料額の変更はできません。
- ・この申出書で前納納付を申し出た後に、資格の変更や保険料額の変更申出を行った場合、この前納申出は無効となります。
- ・※印欄はJ A、×印欄は基金が記入します。
- ・納付方法の変更の必要のない毎月納付の被保険者が保険料額を変更する場合は、様式第111号を使用してください。
また35歳未満で通常加入保険料額を1万円～1万9千円の間から選んでいる方が35歳到達月からの保険料額変更を事前に申出るときは、様式第119号を使用してください。
- ・本様式は農業委員会を経由する必要はありませんので、直接基金に送付してください。

J A 受付期間：毎年1月1日～11月15日

- 1 申出年月日はJ Aの受付印の年月日と同日になります。
- 2 申出を行う被保険者の農業者年金被保険者証の「記号番号」を正しく記入してください。
- 3 申出を行う被保険者の氏名を記入してください。
- 4 年月日が1桁の場合には「0」を補い記入してください。
- 5 2万円～6万7千円までの範囲で、千円単位で記入されているか確認してください（納付方法の変更のみの場合は記入不要です。）。なお、(7)に㊦を記入した方は、1万円～1万9千円までの千円単位で記入してください
- 6 変更後の納付方法に㊦を記入しているか確認してください。保険料額の変更のみで納付方法に変更がない場合であっても、直近の申出の納付方法を○で囲んでください。
- 7 届出書を受け付けたJ Aの農林漁業団体統一コードを記入してください。
- 8 この申出書の内容についての照会・連絡先を必ず記入してください。

添付書類

不要